

官報

号
国会会議録

令和八年六月二十五日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第二十七号

令和八年六月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十三号

令和八年六月二十五日

午後一時開議

第一 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

第四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

第五 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員小野寺五典君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

令和八年六月二十五日 衆議院会議録第二十七号

永年在職議員の表彰の件

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(森英介君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました小野寺五典君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

表彰文を朗読いたします。

議員小野寺五典君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(森英介君) この際、小野寺五典君から発言を求められております。これを許します。小野寺五典君。

〔小野寺五典君登壇〕

○小野寺五典君 初めに、今朝発災いたしました青森県を中心とする地震の被害に遭われた北海道、東北地方の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

ただいま、院議をもって永年在職表彰を賜りました。議会人として大変光榮に存じ、心より厚く御礼申し上げます。

地元の皆様、後援会の皆様、党の仲間や先輩諸君、特に、国政に携わってこられました皆様、事務所スタッフ、そして、何より家族。振り返れば、本当に多くの方々のお支えがあつて今日まで歩んでまいりました。改めて、心から感謝申し上げます。(拍手)

私は、宮城県気仙沼市の小さな旅館の息子として生まれました。気仙沼は水産の町です。浜が魚の大漁に沸くと、町はにぎわい、旅館も繁盛。子供の頃は、漁船が沖へ向かう姿を岸壁から眺めるのが楽しみでした。

私が政治を初めて意識したのは高校時代です。郷里気仙沼に、当時内閣総理大臣であつた鈴木善幸先生がお見えになり、お会いする機会をいただきました。地方の一高校生だった私にとって、この陸の孤島と言われた三陸の地から総理大臣が誕生したことは、大きな喜び、驚きでありました。鈴木総理と握手をしていたときの緊張と高揚感は、今でも鮮明に覚えております。

憧れもあり、私は、鈴木総理の母校であります東京水産大学に進み、卒業後は水産資源の調査研究に携わりました。しかし、当時は、二百海里規制により日本漁船が世界の海から締め出され続けた時代でありました。郷里の気仙沼においても、町のにぎわいが失われ、家業が倒産し、気仙沼を離れていく同級生の姿も多くありました。

命を懸けて魚を捕り、家族や地域を支えている人たちが、国の政策や外交によつて苦しい立場に置かれている。額に汗して真面目に働く人が報われない現実。この経験が、私が政治を志す原点となりました。

その後、三十七歳で国政に送り出していただきましたが、私の政治人生は決して順風満帆ではありませんでした。初盆に、線香を手地域を歩

き、お世話になった方々のお宅を訪ねて回りまし
た。感謝の思いではありましたが、このことが公
職選挙法違反に問われ、私は、その責任を取り、
議員辞職という判断をいたしました。応援してく
ださった皆様への申し訳なさは、今でも忘れるこ
とができません。

辞職後は、再就職もままならず、アルバイトな
どで過ごす日々が続きました。自分にはもう政治
に携わる資格がない、そう思いながら塞ぎ込んだ
日々を過ごしていたところ、同級生からこんな声
をかけられました。五典、おまえは政治を諦めた
のか、何でおまえは政治を志したんだ。そして同
時に、私の弟と元秘書が、魚の行商をしながらか
つての後援者を回り、私の再起のために頭を下げ
ていることを知りました。

もう一度だけ挑戦しよう、そう思いましたが、
既に後援会はなく、当然マスコミの評価も厳し
い。有権者の皆さんからのお叱りも覚悟しており
ました。ところが、選挙が始まり選挙カーを走ら
せると、多くの皆さんが手を振り返してくれまし
た。涙を浮かべて励ましてくれた方、中には、選
挙カーを追いかけ転んでサンダルが脱げてもはだ
しで駆け寄ってくる方もおりました。その姿に接
するたび、私は何度も救われました。地元の皆さんは、私を見放すことなく、もう一度挑戦する機
会を与えてくれました。今日こうして国政の場で
仕事をさせていただけるのは、あのとき支えてく
ださった皆さんのおかげです。

今でも、朝、議員バッジをつけるたびに、思い
出す言葉があります。初当選のとき、加藤紘一先
生からいただいた言葉です。五典君、この議員
バッジの裏にはたくさんの細い線がついている、
その一本一本が地元の皆さん一人一人につながっ
ている、議員バッジは地元の皆さんの声を国政に

届けるための集音マイクなんだ。私は、今でもそ
の言葉を大切にしております。

そして、忘れることができないのは東日本大震
災です。ふるさと気仙沼も、未曾有の被害を受け
ました。そこで目にしたのは、深い悲しみの中に
あっても、互いを支え合い、前を向こうとする
人々の姿でした。苦しい中でも誰かを気遣う心を
忘れない人がいる、自ら被災しながら周囲を励ま
す人がいる。その姿に接するたびに、私自身が励
まされ、政治の果たすべき役割を改めて考えさせ
られました。そして、地域を守り、この国を守
り、人々の暮らしを守り抜かなければならない、
その使命を改めて胸に刻みました。

その後、防衛や外交を始め様々な分野で仕事を
させていただきました。政治とは、困難な課題か
ら逃げず、人々の暮らしを守り、この国の将来に
責任を果たすこと、平和で安全な日本を次の時代
へ引き継ぐこと、その思いを胸に今まで歩んでま
いりました。

私の座右の銘は「一隅を照らす」であります。振
り返れば、鈴木善幸先生との出会いも、加藤紘一
先生からいただいた御指導も、地元の皆さんから
いただいた励ましも、震災の中で出会った多くの
方々の姿も、私の歩む道を照らしてくださいまし
た。

本日、永年在職表彰という節目を迎え、改めて
思うことがあります。私が政治を志した原点は、
額に汗して真面目に働く人が報われる社会をつく
ること。そのことを忘れず、これからも、一つ一
つの仕事に誠実に向き合ってまいります。

本日は誠にありがとうございます。(拍手)

日程第一 電気事業法の一部を改正する法律案

案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、電気事業法の一部
を改正する法律案を議題といたします。

委員長(森英介君) 報告を求めます。経済産業委員長工藤
彰三君。

電気事業法の一部を改正する法律案及び同報告
書

(本号末尾に掲載)

(工藤彰三君登壇)

○工藤彰三君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、経済産業委員会における審査の経
過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電力の安定的かつ安全な供給を図り、
エネルギー安全保障の確保を推進するため、大規
模送電線や大規模電源の整備の促進、電気事業の
安定的かつ持続的な発展のための環境整備及び太
陽電池発電設備等の安全性の向上に関する措置等
を講ずるものであります。

本案は、去る六月九日本委員会に付託され、翌
十日に赤澤経済産業大臣から趣旨の説明を聴取い
たしました。十二日に参考人に対する質疑を行っ
た後、政府に対する質疑を行い、十九日に質疑終
局後、採決を行った結果、本案は全会一致をもつ
て原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委
員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 日程第二とともに、日程第三
は、委員長提出の議案でありますから、委員会の
審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

日程第二 科学技術・イノベーション創出の
活性化に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

日程第三 有人国境離島地域の保全及び特定
有人国境離島地域に係る地域社会の維持に
関する特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣委員長提出)

○議長(森英介君) 日程第二、科学技術・イノ
ベーション創出の活性化に関する法律の一部を改
正する法律案、日程第三、有人国境離島地域の保
全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維
持に関する特別措置法の一部を改正する法律案、
右両案を一括して議題といたします。
委員長(森英介君) 報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委
員長山下貴司君。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔山下貴司君登壇〕

○山下貴司君 たいいま議題となりました両法律案について申し上げます。

まず、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援等を行うことにより、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国におけるイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする法人として、先端技術研究成果活用推進機構を設立し、その機関、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

本案は、去る六月十二日本委員会に付託され、同日小野田国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十七日から質疑に入り、同日午後にはグローバル・スタートアップ・キャンパス構想に係るフラッグシップ拠点建設予定地の視察を行い、十九日質疑を終局いたしました。

二十四日、本案に対し、自由民主党・無所属の会、中道改革連合・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ及びチームみらいの共同提案により、先端技術研究成果活用推進機構に対す

る行政財産の貸付けを有償化することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

次に、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、都道府県の責務に係る規定を定めるほか、滞在型観光の促進に関する規定の新設、特定有人国境離島地域の追加等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨二十四日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委

員長報告のとおり修正議決いたしました。次に、日程第三につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(森英介君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

日程第四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(森英介君) 日程第四、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長 斎藤洋明君。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔斎藤洋明君登壇〕

○斎藤洋明君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、近年における高等学校の定時制教育及

び通信教育をめぐる状況に鑑み、その振興並びに適正な実施及び運営の確保を図るため、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務の規定を設けるとともに、文部科学大臣による通信教育に関する基本的な指針の策定、国及び地方公共団体の権限の適切な行使、国による調査研究の推進等について定めるものであります。

本案は、昨六月二十四日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(森英介君) 日程第五、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長井上英孝君。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(井上英孝君登壇)

○井上英孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月十六日本委員会に付託され、翌十七日平口法務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨二十四日、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長 森英介君 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

出席閣僚大臣

法務大臣	平口 洋君
文部科学大臣	松本 洋平君
経済産業大臣	赤澤 亮正君
国務大臣	あかま二郎君
国務大臣	小野田紀美君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律

社会福祉法等の一部を改正する法律

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

こども基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度我が国におけるこどもをめぐむ状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」に関する報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

一、去る二十二日、内閣を経由して公正取引委員会委員長茶谷栄治君から、次の報告書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和七年度公正取引委員会年次報告書

一、去る二十二日、内閣を経由して日本銀行総裁植田和男君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

長田紘一郎君

川崎ひでと君

平 将明君

西田 薫君

遠藤 寛明君

川松真一朗君

中川こういち君

喜多 義典君

財務金融委員

辞任

稲葉 大輔君

棚橋 泰文君

峰島 侑也君

白坂 亜紀君

辻 秀樹君

小林 修平君

厚生労働委員

辞任

金澤 結衣君

田宮 寿人君

丸田康一郎君

日野紗里亜君

石坂 太君

今 洋佑君

中川こういち君

佐々木真琴君

補欠

中川こういち君

遠藤 寛明君

川松真一朗君

喜多 義典君

川崎ひでと君

平 将明君

長田紘一郎君

西田 薫君

補欠

辻 秀樹君

白坂 亜紀君

小林 修平君

棚橋 泰文君

稲葉 大輔君

峰島 侑也君

補欠

中川こういち君

今 洋佑君

石坂 太君

佐々木真琴君

丸田康一郎君

田宮 寿人君

金澤 結衣君

日野紗里亜君

一、去る十九日、沖繩及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 尾身 朝子君（理事徳坂泰君去る三月二日委員辞任につきその補欠）

理事 とかしきなおみ君（理事小寺裕雄君去る十九日理事辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 山田 基靖君 辻 秀樹君
三木 圭恵君 池畑浩太郎君
辻 秀樹君 山田 基靖君
池畑浩太郎君 三木 圭恵君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 東田 淳平君 長田紘一郎君
山本 左近君 金澤 結衣君
福重 隆浩君 原田 直樹君
長田紘一郎君 東田 淳平君
金澤 結衣君 山本 左近君
原田 直樹君 福重 隆浩君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 鹿嶋 祐介君 伊藤 聡君
山本 左近君 森原紀代子君
伊藤 聡君 鹿嶋 祐介君
森原紀代子君 山本 左近君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

古川あおい君

峰島 侑也君

峰島 侑也君

古川あおい君

(議案提出)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(橋本幹彦君外三名提出)

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(西岡義高君外三名提出)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河井昭成君外二名提出)

一、昨二十四日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(西岡義高君外一名提出)

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案(西岡義高君外一名提出)

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢 一郎君外十名提出)

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案(榮和生君外七名提出)

衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案(加藤勝信君外十一名提出)

(議案受領)

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

外国人総合政策庁の設置等による外国人政策の総合的な推進に関する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案(松野博一君外十六名提出、衆法第一八号)

内閣委員会

付託

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

厚生労働委員会

付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

重要品種の育成及びその種の生産の振興に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(橋本幹彦君外三名提出)

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(西岡義高君外三名提出)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河井昭成君外二名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和八年六月二十二日

予算委員長 坂本 哲志

衆議院議長 森 英介殿

(質問書提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する再質問主意書(早稲田ゆき君提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラ海域で公然と調査を行っている件に関する質問主意書(山本ジョージ君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ君提出西サハラに関する質問に対する答弁書

令和八年六月十日提出
質問 第一七号

西サハラに関する質問主意書

提出者 山本ジョージ

西サハラに関する質問主意書

西サハラは現在、モロッコによる領有権の主張と、元々の西サハラ住民であるサハラ・ウィが組織したポリサリオ戦線(サハラ・アラブ民主共和国(SADR)樹立)による独立主張が対立し、長年にわたり未解決のまま推移している。国連による住民投票の実施が決定されたにもかかわらず、三十年以上の長きにわたり膠着状態が続いており、地域の不安定化や西サハラでの人権侵害、難民キャンプでの人道危機といった深刻な課題を抱えている。

我が国は、西サハラを国家として承認していないものの、国連による仲介努力を支持する立場をとってきた。世界を見渡すと、SADRを承認するアフリカ連合(AU)をはじめ、国連の解決策を支持する国がほとんどであるが、近年、アメリカ、フランスなどはモロッコの主権を認めている。国連により、民族自決権の行使に基づき非植民地化が行われる地域と認められ、非自治地域リストに挙げられている西サハラに対し、我が国には国連を中心とした、原則的な外交姿勢が求められる。

従って、以下質問する。

一 西サハラ問題に対する政府の基本認識と外交上の課題について

我が国はこれまで、西サハラ問題について「国連の仲介による当事者間の対話を通じた平和的解決」を支持してきた。しかし、モロッコとの良好な二国間関係の維持と、国際法に基づく民族自決権の尊重との間で、我が国の外交政策は慎重なスタンスをとっている。

1 アメリカや一部の欧州諸国がモロッコの主権や自治案を支持する動きを見せる中、現在の国際情勢において我が国が直面している外交上の最大の「課題」は何か、政府の認識を伺いたい。

2 AUがSADRを加盟国とする一方、我が国は国家承認していない。TICAD(アフリカ開発会議)等の多国間枠組みにおけるSADRの扱いを巡る対応の難しさ、今後の課題について政府の見解を求めたい。

二 西サハラ人民の自決権および人権状況への関与について

一 国連憲章および一九六〇年の「植民地と人民に独立を付与する宣言」に照らせば、サハラ・ウィの自決権の行使が求められる。また、アルジェリアのチンドウーフ難民キャンプ等における人道状況の悪化や西サハラにおける人権侵害への懸念も指摘されている。

1 我が国は、国際社会において基本的人権や法の支配を重視する立場から、サハラ・ウィの自決権の行使をどのように支援、あるいは働きかけていくべきと考えているか。

2 これまで我が国が実施してきた難民支援

(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)や世界食糧計画(WFP)等を通じて人道援助)のこれまでの実績と、今後さらに人道危機を緩和するために「やるべきこと」について政府の具体的な方針を伺いたい。

三 国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO)への貢献について

国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO)が展開されているものの、住民投票の実施に向けた道筋は見えていない。現在のMINURSOの主な任務は停戦監視、地雷や不発弾の脅威の削減となっている。

1 我が国はMINURSOに対し、分担金以外の側面(要員派遣、技術支援、物資協力など)での直接的な貢献を行ってきたか。実績があれば示されたい。

2 停戦監視や紛争予防の観点から、国連平和維持活動(PKO)への貢献を掲げる我が国として、MINURSOへのさらなる関与や、平和的な独立・解決に向けたプロセスを後押しするために、人的・物的な面において「やるべきこと」の検討状況を伺いたい。

四 平和的解決および独立に向けた我が国の主導的役割について

我が国は、特定の利害関係から比較的自由な「公正な第三者」として、アフリカの平和と安定に貢献できる独自の立場にある。また本年、外務省総合外交政策局に「国際和平調停ユニット」が設置され、我が国は国際紛争解決に向け、和平調停の取組により積極的かつ機動的に関与していく姿勢を見せている。

1 モロッコおよびポリサリオ戦線(あるいは

アルジェリア等周辺国)の双方が受け入れ可能な、国際法に基づく平和的解決(住民の意思が反映された独立を含む)に向けて、我が国が直接的・間接的な対話の仲介者」としての役割を果たす意思はあるか。

2 国際社会の一員として、西サハラ問題の根本的解決を促すために、今後我が国が国際舞台(国連総会や安保理など)において発信すべき、あるいは主導すべき外交的取組について、政府の決意と具体策を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二二第一七号
令和八年六月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員山本ジョージ君提出西サハラに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山本ジョージ君提出西サハラに関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「現在の国際情勢において我が国が直面している外交上の最大の「課題」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではなく、また、我が国は御指摘の「西サハラ問題」(以下「西サハラ問題」という。)の当事者ではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、参議院議員浜田和幸君提出日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問に対する答弁書(平成二十六年十一月二十一日内閣参質一八七第七二号)二について

でお答えしたとおり、政府としては、西サハラ問題は、国際連合の枠組みの下、当事者間の交渉により早期に平和裡に解決されることが重要との立場であり、国際連合による仲介努力を支持している。

一の2について

「お尋ねの「対応の難しさ」及び「今後の課題」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「多国間枠組みにおけるSADRの扱い」については、それぞれの枠組みにおける個別の会合によって様々であると承知している。

二の1について

お尋ねの「サハラウィの自決権の行使」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、西サハラ問題に関する政府の立場は、一の1について述べたとおりであり、国際連合による仲介努力を支持していく。

二の2について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「これまで我が国が実施してきた難民支援」及び「これまでの実績」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、政府としては、例えば、御指摘の「アルジェリアのチンドウフ難民キャンプ等」に対し、現地の二一ズを踏まえ、国際連合難民高等弁務官事務所を通じ、保健等の分野における支援を実施している。

後段のお尋ねについては、引き続き、現地の二一ズを踏まえ、適切な対応を検討していく方針である。

三の1について

お尋ねの「直接的な貢献」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「MINURSO」に対する「分担金」の拠出に加え、「MINURSO」の活動状況を適切に把握し、その任務を効果的に支援するため、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）の会合等の機会を通じ、「MINURSO」の関係者との意思疎通の強化に努めている。

三の2について

政府としては、一の1について述べた西サハラ問題に関する政府の立場に基づき、御指摘の「MINURSO」の活動状況を適切に把握し、その任務を効果的に支援するため、「MINURSO」の関係者との意思疎通の強化に引き続き努めていくこととしている。

四について

お尋ねの「直接的・間接的な「対話の仲介者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の西サハラ問題の「根本的解決」を促すため、一の1について述べた西サハラ問題に関する政府の立場に基づき、安保理の会合等の機会を通じ、国際連合による仲介努力を支持していく。

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田嶋要君提出電気事業法改正案の融資制度に関する質問に対する答弁書

令和八年六月十一日提出
質問 第一八号

電気事業法改正案の融資制度に関する質問
意見書

提出者 田嶋 要

電気事業法改正案の融資制度に関する質問
主意書

現在、国会に上程されている電気事業法改正案においては、事業者が送電網および大型電源に投資する際に電力広域的運営推進機関（OCCO）が融資を可能とすること、その資金の一部として国がOCCOに対し補助を行うことが記載されている。本制度の内容を確認すべく、以下質問する。

一 改正案第二十八条の五十六の二は政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部または一部を補助することができるものとするとある。また、第二十八条の四十第一項第九号は、基幹送变电設備整備等計画に基づく基幹送变电設備の整備・更新、第十号は、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新とある。この「補助」の財源について、第九号および第十号、それぞれについて説明されたい。

二 改正案第九十九条の八において、短期卸電力取引所は域間売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額、すなわち値差収益を、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付する、とある。

1 短期卸電力取引所において発生する値差収益の負担は電気料金に転嫁され、電力消費者が負担していると理解してよいのか。

2 過去発生した値差収益はいくらだったか。年度別に示されたい。

3 従来、この値差収益は広域系統およびそれに付随する地域内連系の整備に用いられていたという理解に相違ないか。

4 本改正後、値差収益は電源開発促進勘定に納付されたうえで、原則、広域系統およびそれに付随する地域内連系の整備のみに使われるという理解に相違ないか。

5 値差収益は、法律上は電源整備にも充てられることとなっているが、それは当面は行わないということか。電源整備にも充てられることがあるとすれば、どのような場合か。

6 値差収益は地域間送電線における電力取引から生じるものであり、その性質上、広域系統整備の財源として用いることが本来の趣旨と考えられる。電源整備への転用を認めることについて、どのような政策的根拠があるか。また、電源整備への充当額に上限は設けられるのか。

7 今回、値差収益を国庫納付することとした理由はなにか。

三 「法律案概要」資料で、OCCOの行う大規模電源への貸付の原資として「財政投融资等」とある。一般に財政投融资は国からの貸付であって、貸付をうけた財投機関が一定の利率を上乗せしたうえで事業者に貸し付けを行う。また、電気事業法改正案を取りまとめた審議会の議論では、従来、金融機関では融資が困難であった

回収期間十年以上の案件に対して融資を行うとしている。

1 今回の改正案における大規模電源への貸付スキームを説明されたい。

2 改正案第二十八条の五十の二および四において、経済産業大臣は貸付けの内容を決定するに当たってOCCTOが従うべき基準を策定するとある。経済産業省は融資案件の審査基準をどのように策定するのか。

3 従来、融資対象は総括原価方式により回収が確実であった連系線事業のみであったOCCCTOに、金融機関が融資できない高リスク案件の審査能力はあるのか。

4 財投機関である国際協力銀行や日本貿易保険、国際協力機構等は環境社会配慮ガイドラインを制定し、環境・社会面に配慮した案件の実施に取り組んでいる。同様に環境に大きな影響を与える大規模電源などに融資を行うことになるOCCTOにも制定させるべきではないか。

5 財投機関となったOCCTOには、融資案件についての情報公開および国民への説明をこれまで以上に徹底するべきではないか。

四 電力自由化によって、発電事業者は競争環境に置かれている。今回の法改正では、値差収益、または財政投融資によって、一部の大規模投資を行うことができる大規模事業者、主に旧一般電気事業者を支援することになる。

1 大規模電源への公的融資制度の創設にあたり、大規模電源が小規模・分散型電源と比較してコスト面・需給安定面で優位であることを示す政府の分析・試算はあるか。ない場合、コスト優位性の実証なしになぜ大規模電源を支援対象として選定したのか、その根拠を示されたい。

令和八年六月二十五日 衆議院会議録第二十七号

議長 報告

合、コスト優位性の実証なしになぜ大規模電源を支援対象として選定したのか、その根拠を示されたい。

* 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) が、再エネ＋蓄電システムのコスト優位性を示す報告を二〇二六年五月に出している。

2 コスト優位性の実証がない場合、安定供給上の必要性を根拠とするのであれば、同等の安定供給貢献が可能な小規模・分散型電源との比較評価を行ったか。その評価結果を示されたい。

3 融資対象を一定規模以上の電源に限定することの根拠は何か。資金調達困難という課題は規模にかかわらず存在しうる。出力規模による区切りは、実質的に大規模電源に投資可能な旧一般電気事業者等を優遇する結果となるが、これは電力自由化の趣旨である内外無差別・競争中立の原則と整合するか。

五 電気事業法改正案を取りまとめた審議会の議論では、融資案件が破綻した場合のラストリゾートとして、送配電事業者に拠出金を求めることとされている。

1 託送料金に当該拠出金を上乗せすることを想定しているのか。

2 償還確実性が担保されているなら民間融資が可能なはずであり、そもそも公的融資が不要となる。逆に、ラストリゾートが必要なのはリスクが高いなら、なぜ公的資金を投入するのか。

3 電力自由化においては、託送事業は公益性の観点から地域独占を継続させることとした一方、発電事業は競争環境とした。ラストリ

ゾートとして送配電事業者の拠出金負担を想定するということは、発電事業が破綻した場合のリスクを電力消費者に負担を負わせることになる。すなわち、当該発電事業者の事業リスクを国民が肩代わりすることにほかならない。自由化された電力市場において、事業リスクを国民転嫁できる事業者とできない事業者が存在することになる。一方事業者を不当に優遇する措置となるのではないか。右質問する。

内閣衆質二二第一八号
令和八年六月二十二日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員田嶋要君提出電気事業法改正案の融資制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員田嶋要君提出電気事業法改正案の融資制度に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している電気事業法の一部を改正する法律案(以下「本法律案」という。)による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下「新特会法」という。)において、お尋ねの「補助」は、エネルギー対策特別会計の電源利用対策に位置付けられており、電源開発促進勘定の歳出として経理されるため、新特会法第八十八条第二項第一号に規定する同勘定の歳入がその財源である。

二の1について

お尋ねの「値差収益の負担」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本法律案による改正後の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号。以下「新電気事業法」という。)第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所の「値差収益」については、新電気事業法第九十八条第一項第一号に規定する翌日市場における地域間の電力の売買取引において構造的に発生するものである。

二の2について

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)の施行後の卸電力取引所(電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所をいう。以下同じ。)の令和三年度から令和七年度までの各年度における「値差収益」について、それぞれ次のとおりである。

令和三年度 約四百十七億円
令和四年度 約八百十三億円
令和五年度 約四百五十億円
令和六年度 約四百九十二億円
令和七年度 約五百五十一億円

二の3について

現行の電気事業法第九十九条の八において、卸電力取引所は、広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)が行う同法第二十八条の四十一項第五号の四に規定する広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、「値差収益」を納付するものとしている。

二の4及び5について

卸電力取引所の「値差収益」は、新電気事業法第九十九条の八の規定に基づき、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付され、当該納付金は、同勘定の歳入として経理される。同勘定の歳出については、新特会法第八十八条第二項第二号に規定するとおりである。

二の6及び7について

お尋ねの「電源整備への転用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本法律案において「値差収益を国庫納付することとした理由」については、電線路等の広域的な整備又は更新のみならず、電気事業の事業環境の変化に伴う様々な課題への対応策を講ずる必要があること、こうした対応策の優先度や重要性も変化することから、「値差収益」を、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付することとするものである。

また、お尋ねの「電源整備への充当額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「値差収益」の国庫納付及び当該国庫納付金の使途については、二の4及び5について述べたとおりである。

三の1について

お尋ねの「大規模電源への貸付スキーム」の意味するところが必ずしも明らかではないが、推進機関は、新電気事業法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる業務として、認定大規模発電事業者(新電気事業法第二十七条の二十九の八第一項に規定する認定大規模発電事業者をいう。以下同じ。)に対し、認定発電等用電気工作

物整備等計画(同条第二項に規定する認定発電等用電気工作物整備等計画をいう。以下同じ。)に基づく発電等用電気工作物(電気事業法第二条第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。以下同じ。)の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける業務を行うこととしている。なお、推進機関が新電気事業法第二十八条の四十第一項第五号の三、第九号及び第十号に掲げる業務に必要な資金に充てるため、令和八年度の財政投融资計画において推進機関に対する財政融資を措置している。

三の2について

お尋ねの「融資案件の審査基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、経済産業大臣は、新電気事業法第二十八条の五十の二第一項(新電気事業法第二十八条の五十の四において準用する場合を含む。)の規定に基づき、新電気事業法第二十八条の四十第一項第九号又は第十号の規定による貸付けの内容を決定するに当たって推進機関が従うべき基準を定めるものとしており、また、新電気事業法第二十八条の五十の二第二項(新電気事業法第二十八条の五十の四において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴くものとともに、当該基準を変更するときも、同様としている。

三の3について

新電気事業法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる業務として推進機関が行う貸付けについては、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委

員会電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループが令和八年三月二十三日に取りまとめた「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ」(以下「ワーキンググループとりまとめ」という。)において、「融資の実行に際しては、複数の民間金融機関からの融資があることを前提」とする方針をお示ししており、御指摘のような「金融機関が融資できない」案件については、貸付けを行わないことを想定している。その上で、「審査能力」の確保が適切に図られるよう推進機関を監督してまいりたい。

三の4及び5について

お尋ねの「環境に大きな影響を与えうる大規模電源」の意味するところが必ずしも明らかではないが、推進機関の業務については、推進機関の業務規程の認可等を通じて適切に監督していく。

四の1、2及び3について

お尋ねの「大規模電源」、「小規模・分散型電源」、「同等の安定供給貢献が可能な」及び「電力自由化の趣旨である内外無差別・競争中立の原則」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「ワーキンググループとりまとめ」においては、「今後増加が見込まれる電力需要に対応し、十分な供給力が必要なタイミングまでに確保していくためには、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要」がある中で、「新たな融資制度は、長期・大規模な電源、系統投資の資金調達時の課題に対応するためのものであり、融資の対象については、電源・系統の規模

や投資期間の観点から、一定の条件を付すことが必要」、「電源については、安定供給の確保という観点からは・・・一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本とする」とこととされている。こうした観点から、推進機関は、新電気事業法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる業務として、認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることとしている。

新電気事業法第二十七条の二十九の七第一項に規定する「発電等用電気工作物であつてその出力(二)以上の発電等用電気工作物にあつては、その出力の合計)が経済産業省令で定める出力以上のもの」に該当する発電等用電気工作物と、それ以外の発電等用電気工作物のいずれが「コスト面・需給安定面で優位である」かについては、事例によって大きく異なってくることから、一概にお答えすることは困難である。また、「電力システムに関する改革方針」(平成二十五年四月二日閣議決定)においては、電力システムの改革は「安定供給を確保する」、「電気料金を最大限抑制する」及び「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」の「3つの目的からなる」こととされており、推進機関が行う新電気事業法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる業務は、電力システム改革の目的と整合しない措置であるとは考えていない。

五の1について

お尋ねの「託送料金に当該拠出金を上乗せする」の意味するところが必ずしも明らかではない

いが、ワーキンググループとりまとめにおいては、「財政融資を活用した資金調達手段を検討する」に当たり、「調達した資金の償還を確実に進めていけるようにすることが必要」となることから、「融資の実行に際しては、複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし」、「融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については・・・投資回収の予見性が担保されている案件を対象とする」ことに加え、基本的には「融資先から、一定のリスクプレミアムを徴収し、リスクへの備えとする」こととしており、新電気事業法第二十八条の五十の四において準用する新電気事業法第二十八条の五十の二第一項に規定する基準等においてこうした償還確実性を確保するよう、今後検討していく。

また、同じくワーキンググループとりまとめにおいては、「電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける、といった対応を行う」こととしており、当該枠組の詳細についても、今後検討していく。

五の2について
新電気事業法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる推進機関の貸付け業務は、ワーキンググループとりまとめにおいて、「融資の実行に際しては、複数の民間金融機関からの融資があることを前提とし」、「民間金融で賄いきれない、長期かつ大規模な投資資金を補完し、電気事業者が必要なタイミングまでに必要な投資を行えるようにする」、「投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する」ものとされており、御指摘のように「ラストリゾートが必要なほどリスクが高い」案件に対し「公的資金を投入する」ものとは考えていない。

令和八年六月二十五日 衆議院会議録第二十七号

行えるようにする」、「投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する」ものとされており、御指摘のように「ラストリゾートが必要なほどリスクが高い」案件に対し「公的資金を投入する」ものとは考えていない。

五の3について
お尋ねの「二方事業者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新電気事業法第二十八条の四十第一項第十号に掲げる業務として推進機関が行う貸付けについては、償還確実性を確保するための要件を今後検討していく方針であり、「当該発電事業者の事業リスクを国民が肩代わりすることにほかならない」との御指摘は当たらないと考えている。なお、ワーキンググループとりまとめにおいてお示しているとおり、当該貸付けによって「民間金融を補完し、必要な長期・大規模な電力分野の投資を後押し」することで、必要な供給力を確保し、電気の使用者の利益の保護に資すると考えている。

また、新電気事業法第二十七条の二十九の七第一項に規定する大規模発電事業者であれば、同項に規定する発電等用電気工作物整備等計画を経済産業大臣に提出し、その発電等用電気工作物整備等計画が同条第三項各号のいずれにも適合するものである場合には、同条第一項の認定を受けることができることから、当該貸付けが特定の事業者を「不当に優遇する措置」であるとの御指摘は当たらない。

議長 報告 電気事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

電気事業法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 会計及び財務(第二十七条の二・第二十七条の三)」を「第三款 会計及び財務

二・第二十七条の三)」を「第四款 基幹送变电設備整備等計画の認定等(第二十七条の三の二・第二

二十七条の三の三)」に、「第二十七条の二十九の六)」を「第二十七条の二十九の八)」に、「第二十八条の五十)」を「第二十八条の五十の四)」に、「第七章

卸電力取引所(第九十七条―第九十九条の十四)」を「第七章 卸電力取引所(第九十七条―第九十九条の十四)第一節 短期卸電力取引所(第九十七条)第二節 中长期卸電力取引所(第九十九条)第三節 需給調整卸電力取引所(第九十九条

第九十九条の十四)に改める。

第十九条第九十九条の十八)に改める。

第二十条第九十九条の二十二)に改める。

第二十一条第十四号中「発電等用電気工作物が」を「発電等用電気工作物の出力の合計が一万キロワットを超えない範囲内において経済産業省令で定める出力を超えることその他」に改める。

第二条の九第二項中「前項の場合」を「前二項の規定による登録の取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者が正当な理由がないのに、第二条の二の登録を受けた日から一年以上以内に小売電気事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、同条の登録を取り消すことができる。

第二条の十中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条第一項第一号中「供する目的」の下に「(第二十七条の二十八の二第一項の協議の相手方以外の電気供給事業者が維持し、及び運用する同項に規定する大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する情報を保有している場合において当該協議を行うときは、当該情報については当該協議を適確に行うために当該協議の用に供する目的に限る。)」を加える。

第二章第二節に次の一款を加える。

第四款 基幹送变电設備整備等計画の認定等
(基幹送变电設備整備等計画の認定)
第二十七条の三の二 送電用の電気工作物であつてその電圧の値が経済産業省令で定める値以上のもの又は当該送電用の電気工作物と電氣的に接続される変電用の電気工作物であつてその出力が経済産業省令で定める出力以上のもの(第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定められたものを除く。以下「基幹送变电設備」という。)の整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は、その整備又は更新に関する計画(以下「基幹送变电設備整備等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 基幹送変電設備整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 整備又は更新を実施しようとする基幹送変電設備の設置の場所、その規模その他当該基幹送変電設備に関する事項	者(以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において認定一般送配電事業者という。)は、当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。	定及び送電事業者に、第二十七条の三の三第一項の規定は当該認定及び当該認定を受けた送電事業者(以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定送電事業者」という。)	気工作物の使用の休止又は廃止の期日その他の一般送配電事業又は配電事業における電気の供給に影響を及ぼす大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する事項として経済産業省令で定めるものについて協議をしなければならない。
二 基幹送変電設備の整備又は更新の実施期間 三 基幹送変電設備の整備又は更新の実施体制 四 基幹送変電設備の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法 五 基幹送変電設備の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果 六 前各号に掲げるもののほか、基幹送変電設備の整備又は更新の実施に関し必要な事項	2 経済産業大臣は、認定一般送配電事業者が当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて基幹送変電設備の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 3 経済産業大臣は、前項に規定する基幹送変電設備整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定一般送配電事業者に対して当該基幹送変電設備整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。	3 第二十七条の三の二第三項の規定は、前項において準用する第二十七条の三の三第一項の規定による変更の認定及び認定送電事業者に準用する。 第二十七条の二十八の次に次の一条を加える。 (大規模発電事業者の大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する協議) 第二十七条の二十八の二 発電事業者であつてその事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上の範囲内において経済産業省令で定める出力以上である者(以下この項及び第二十七条の二十九の七第一項において「大規模発電事業者」という。)は、経済産業省令で定める出力以上の出力の発電等用電気工作物(以下この項において「大規模発電等用電気工作物」という。の使用を休止し、又はこれを廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その使用の休止又は廃止の日前の経済産業省令で定める日までに、当該大規模発電事業者から電気の供給を受ける一般送配電事業者又は配電事業者と、大規模発電等用電	2 前項の協議を求められた一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。 第二章第五節に次の二条を加える。 (発電等用電気工作物整備等計画の認定) 第二十七条の二十九の七 発電等用電気工作物であつてその出力二以上の発電等用電気工作物にあつては、その出力の合計が経済産業省令で定める出力以上のものの整備又は更新を実施しようとする大規模発電事業者は、その整備又は更新に関する計画(以下「発電等用電気工作物整備等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 発電等用電気工作物整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物の設置の場所、その規模その他当該発電等用電気工作物に関する事項 二 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施期間 三 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施体制 四 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る基幹送変電設備整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、当該申請に係る一般送配電事業者がその事業の用に供する電線路の容量を一定の値以上増加させるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。	4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。 第二十七条の七の二第一項中「十年」を「二十年」に改める。 第二十七条の十一の六の次に次の一条を加える。 (基幹送変電設備整備等計画の認定等) 第二十七条の十一の七 基幹送変電設備の整備又は更新を実施しようとする送電事業者は、第二十七条の三の二第二項各号に掲げる事項を記載した基幹送変電設備整備等計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2 第二十七条の三の二第三項の規定は前項の認	定及び送電事業者に、第二十七条の三の三第一項の規定は当該認定及び当該認定を受けた送電事業者(以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定送電事業者」という。)	二 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施期間 三 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施体制 四 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
二 基幹送変電設備整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該基幹送変電設備整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。 (認定を受けた基幹送変電設備整備等計画の変更) 第二十七条の三の三 前条第一項の認定を受けた	2 第二十七条の三の二第三項の規定は前項の認	定及び送電事業者に、第二十七条の三の三第一項の規定は当該認定及び当該認定を受けた送電事業者(以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定送電事業者」という。)	二 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施期間 三 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施体制 四 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五 発電等用電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果 六 前各号に掲げるもののほか、発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項	三 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る発電等用電気工作物整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物が、基幹送变电設備その他の電気工作物の設置及び運用の状況に照らして、継続的かつ安定的に電気を供給することができものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。 二 発電等用電気工作物整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該発電等用電気工作物整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。 (認定発電等用電気工作物整備等計画の変更等) 第二十七条の二十九の八 前条第一項の認定を受けた者(以下この条及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定大規模発電事業者」という。)は、当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。 二 経済産業大臣は、認定大規模発電事業者が当	該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定発電等用電気工作物整備等計画」という。)に従つて発電等用電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 三 経済産業大臣は、認定発電等用電気工作物整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定大規模発電事業者に対して当該認定発電等用電気工作物整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 四 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。 第二十八条の十二第一項及び第二項第一号中「第二條の九第一項」の下に「又は第二項」を加える。 第二十八条の四十第一項第五号の二中「第九十七條第一項の卸電力取引所から第九十九條の八の規定による納付を受け」を「電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の」に改め、同項第五号の三中「第九十七條第一項の卸電力取引所から第九十九條の八の規定による納付を受け」を削り、同項第五号の四中「第二十八條の五十四第一号及び第九十九條の八」を「及び第二十八條の五十六の二」に改め、同項第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号の三を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。	九 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項(第二十七條の十一の七第二項において準用する場合を含む。)に規定する基幹送变电設備整備等計画に基づく基幹送变电設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。 十 認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。 第二章第七節第三款第六目に次の三条を加える。 (推進機関が貸付けの内容を決定するに当たつて従うべき基準) 第二十八条の五十の二 経済産業大臣は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けの内容を決定するに当たつて推進機関が従うべき基準を定めるものとする。 二 経済産業大臣は、前項の規定により同項の基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。 (貸付けの決定) 第二十八条の五十の三 推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うときは、前条第一項の基準に従つて、その内容を決定しなければならない。 二 推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。 (準用) 第二十八条の五十の四 前二條の規定は、第二十八条の四十第一項第十号の規定による貸付けに準用する。 第二十八條の五十四第一号を削り、同条第二号中「第二十八條の四十第一項第八号の二」を「第二十八條の四十第一項第十一号」に改め、同条第四十條の四十第一項第十一号とし、同条第三号中「第二十八條の四十第一項第八号の三」を「第二十八條の四十第一項第十二号」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。 第二十八條の五十六中「第八号の二」を「第十一号」に改め、同条の次に次の一條を加える。 (広域系統整備交付金交付等業務に係る財源措置) 第二十八條の五十六の二 政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八條の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。 第四十條の次に次の一條を加える。 (事業用電気工作物の製造事業者等の責務) 第四十條の二 事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く。以下この条、第百六條第六項、第百七條第四項及び第十六項並びに第百七條の二第一項において同じ。)を設置する者が、当該事業用電気工作物を第三十九條第一項の主務省令で定める技術基準(同条第二項第一号に係る部
--	---	---	--

分のうち経済産業省令で定める部分に限る。)に適合するようにするため必要な措置を講じようとするときは、当該事業用電気工作物の製造、販売(自ら輸入したものの販売に限る。第百七条の二第一項において同じ。)又は工事を行った事業者(当該事業用電気工作物を設置する者を除く。以下「製造事業者等」という。)は、当該事業用電気工作物を設置する者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、事業用電気工作物を設置する者に対し前条の規定による命令又は処分(前項に規定する技術基準に係るものに限る。)をした場合において、その設置する者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該事業用電気工作物の製造事業者等が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該製造事業者等に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、事業用電気工作物の製造事業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第四十八条の二第一項中「する者」の下に「及びその設置又は変更の工事(第四十七条第一項及び前条第一項の主務省令で定めるものを除く。)であつて主務省令で定めるものをしようとする者(第三項及び第四項において「届出者等」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 届出者等は、工事の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、前項の証明書を経済産

業大臣に提出しなければならない。ただし、第八十条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行う特殊電気工作物の適合性確認により、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることの確認を受けたときは、この限りでない。

4 届出者等が、経済産業省令で定めるところにより、当該特殊電気工作物が荷重及び外力に対して安全な構造を有するものとして経済産業大臣の指定するものに該当するものであることを証する書類を経済産業大臣に提出した場合に、第一項及び前項本文の規定は、適用しない。

第六十六条の十一第一項第二号中「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第三号中「第三十七条の十二」を「若しくは第三十七条の十一」に、「第九十九条の十三」を「若しくは第九十九条の十三(これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」に、「又は」を「第九十九条の十八、第九十九条の二十二又は」に改め、同項第四号中「第九十九条の九第一項」の下に「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」を加え、同項第五号中「第六項」を「第六項又は」に、「又は第九十九条の七第一項を「若しくは第九十九条の七第一項(これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」に改め、同項第十号中「又は第九十七条第一項」を「第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九」に改め、同項第十六号中「第九十九条の十四」の下に「第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」を

加える。

第六十九条第一項第二号中「次の」を「特殊電気工作物(次号に規定するものを除く。)の適合性確認にあつては、次の」に、「者が」を「者が当該」に改め、同号イ中「除く」の下に「。次号イにおいて同じ」を、「実務又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同号ロ中「含む」の下に「。次号ロにおいて同じ」を、「実務又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同号ハ中「又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特殊電気工作物のうち適合性確認において荷重及び外力に対する構造耐力に係る性能のみの評価を必要とするものとして経済産業省令で定めるものの適合性確認にあつては、前号イからハまでのいずれかに該当する者又は次のいずれかに該当する者が当該適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、建築物その他の構造物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、建築物その他の構造物の設計に関する実務又

は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 建築物その他の構造物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

第七十一条第三項中「適合性確認を行うときは」を削り、「者に」を「特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、当該」に改める。

第八十条の六中「第七十一条及び」を「第七十一条第一項及び第二項並びに」に改め、「第六十九条第一項第二号」の下に「に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号」を加え、「第八十条の三第一項第一号」を「安全管理審査を行うときは、第八十条の三第一項第一号」と、「当該適合性確認」とあるのは「安全管理審査」に改める。

第七章中第九十七条の前に次の節名を付する。

第一節 短期卸電力取引所

第九十七条第一項中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十八条第一項中「卸電力取引所は」を「短期卸電力取引所は」に改め、同項第一号中「電気事業

者」を「卸電力取引市場(電気事業者)」に、「次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場という」を「をいう。以下同じ。」のうち、翌日市場(電気事業者が翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。以下同じ)」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 卸電力取引市場のうち、翌日市場、第九十九条の十六第一号に規定する中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外のものであつて、翌日市場開設業務の実施に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)で定めるものを開設すること。	第九十九条の四第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同条第二項中「翌日市場における電力の」を削り、「は、卸電力取引所」を「のうち翌日市場に係るものは、前項の規定にかかわらず、短期卸電力取引所」に改める。 第九十九条の五中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。 第九十九条の六中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。 第九十九条の七中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。 第九十九条の八中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「推進機関が行う広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令」を「政令」に、「翌日市場における地域間の売買取引を「地域間売買取引」に改め、「金額を」の下に「エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に」を加える。 第九十九条の九第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。	電力取引所」に、「市場開設業務の」を「翌日市場開設業務の」に改め、同条第四号中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。 第七章に次の二節を加える。 第二節 中長期卸電力取引所(指定) 第九十九条の十五 経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務(以下「中長期市場開設業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、中長期卸電力取引所として指定することができる。 一 職員、中長期市場開設業務の実施の方法その他の事項についての中長期市場開設業務の実施に關する計画が、中長期市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。 二 前号の中長期市場開設業務の実施に關する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 三 役員又は職員の構成が、中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 中長期市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 五 第九十九条の十八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。 六 役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がいないこと。	(業務) 第九十九条の十六 中長期卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 卸電力取引市場のうち、中長期市場(電気事業者が翌々日以降の一定の期間にわたつて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。次号及び第九十九条の二十第二号において同じ。)を開設すること。 二 卸電力取引市場のうち、翌日市場、中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外のものであつて、中長期市場開設業務の実施に關する規程(次条及び第九十九条の十八第四号において「業務規程」という。)で定めるものを開設すること。 三 前二号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。 四 前三号に掲げるもののほか、中長期卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。 (準用) 第九十九条の十七 第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで(第九十九条の四第二項を除く。)及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、中長期卸電力取引所、中長期市場開設業務、業務規程及び卸電力取引市場であつて中長期卸電力取引所が開設するものにおける電力の売買取引に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十五」と読み替えるものとする。
---	---	--	--

(指定の取消し等)

第九十九条の十八 経済産業大臣は、中長期卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて中長期市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九十九条の十五第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第九十九条の十五第六号に掲げる基準に適合しないこととなったとき。

- 三 前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

- 四 前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで中長期市場開設業務を行ったとき。
- 五 前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

- 六 不正の手段により第九十九条の十五の指定を受けたとき。

第三節 需給調整卸電力取引所

(指定)

第九十九条の十九 経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務(以下「需給調整市場開設業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需給調整卸電力取引所として指定することができる。

- 一 職員、需給調整市場開設業務の実施の方法

その他の事項についての需給調整市場開設業務の実施に関する計画が、需給調整市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の需給調整市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- 三 役員又は職員の構成が、需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 四 需給調整市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 五 第九十九条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

- 六 役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がいないこと。

(業務)

第九十九条の二十 需給調整卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 卸電力取引市場のうち、需給調整市場(一般送配電事業者又は配電事業者がその供給区域における需給の状況の変動に応じて電気を供給するため当該需給の状況の変動に応じて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の最大量の売買取引を行うための市場をいう。次号において同じ。)を開設すること。

- 二 卸電力取引市場のうち、翌日市場、中長期市場及び需給調整市場以外のものであつて、

需給調整市場開設業務の実施に関する規程(次条及び第九十九条の二十二第四号において「業務規程」という。)で定めるものを開設すること。

- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- 四 前三号に掲げるもののほか、需給調整卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(準用)

第九十九条の二十一 第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで(第九十九条の四第二項を除く。)及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、需給調整卸電力取引所、需給調整市場開設業務、業務規程及び卸電力取引市場であつて需給調整卸電力取引所が開設するものにおける電力の売買取引に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十九」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等)

第九十九条の二十二 経済産業大臣は、需給調整卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて需給調整市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九十九条の十九第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第九十九条の十九第六号に掲げる基準に適合しないこととなったとき。

- 三 前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の第三項、

第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

- 四 前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで需給調整市場開設業務を行ったとき。

- 五 前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

- 六 不正の手段により第九十九条の十九の指定を受けたとき。

第六百六条第六項中「により」の下に「、事業用電気工作物の製造事業者等」を加え、同条第十二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所」に改める。

第七百七条第四項中「職員に」の下に「、事業用電気工作物の製造事業者等」を加え、同条第九項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所」に改め、同条第十六項中「次項、次条及び第七百二十七条において」を「以下」に改め、「第四項」の下に「事業用電気工作物の製造事業者等のうちその工事を行った事業者に係る部分及び」を加える。

第七百七条の二中「前条第十六項」を「第七百七条第十六項」に改め、同条を第七百七条の三とし、第七百七条の次に次の一条を加える。

(事業用電気工作物の提出)

第七百七条の二 経済産業大臣は、前条第四項(事業用電気工作物の製造事業者等)のうちその製造又は販売を行った事業者に係る部分に限る。)の規定によりその職員に、又は同条第十六項(事

業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行った事業者に係る部分に限る。の規定により機構に事業用電気工作物の製造又は販売を行った事業者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は立入検査を行わせることが著しく困難であると認められる事業用電気工作物があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。 2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。 3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とす。 第百八条第二項中「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「又は第九十九条の十四」を「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)、第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」に改める。 第百十二条の二第二号中「又は第九十七条第一項」を、「第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」の下に「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号中「第九十九条の九第一項」の下に「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十三号中「第九十九条の十四」の下に「、第	九十九条の十八又は第九十九条の二十二」を加え、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務、中長期市場開設業務若しくは需給調整市場開設業務」に改める。 第百十四条第一項及び第二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改める。 第百十七条の三中「又は第九十九条の十四」を「第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二に、「又は市場開設業務」を「翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に、「又は卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改める。 第百十七条の四第二号中「第九十九条の十二の下に「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」を加える。 第百十八条第四号中「発電」の下に「又は放電」を加える。 第百十九条の四中「又は卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改め、同条第一号中「第九十九条の九第一項」の下に「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号の二十一において準用する場合を含む。を「翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に改める。 第百二十条第八号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第四十八条の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。 十四 第百七条の二第一項の規定による命令に違反したとき。	第百二十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。 九 第二十八号の五十の三第二項(第二十八号の五十の四において準用する場合を含む。)の規定に違反して経済産業大臣に通知をしなかつたとき。 第百二十七条中「第百七条の二」を「第百七条の三」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第二十七条の七の二第一項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日 二 第百十八条第四号の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日 三 目次の改正規定(第七章 卸電力取引所(第九十七条―第九十九条の十四)を「第七章 短期卸電力取引所(第九十九条の九第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」の下に「(第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。)」を加え、同条第九号の二十一において準用する場合を含む。を「翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に改める。」に改める部分に十九―第九十九条の十八)に改める部分に十九―第九十九条の二十二)に限る。)、第四十条の次に一条を加える改正規定、第四十八条の二の改正規定、第六十六条の十一第一項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。)、第六十九条第一項の改正規定	定、第七十一条第三項の改正規定、第八十条の六の改正規定、第七章中第九十七条の前に節名を付する改正規定、第九十七条から第九十九条の七までの改正規定、第九十九条の八の改正規定(卸電力取引所)を「短期卸電力取引所」に改める部分及び「翌日市場における地域間の売買取引」を「地域間売買取引」に改める部分に限る。)、第九十九条の九から第九十九条の十四までの改正規定、第七章に二節を加える改正規定、第百六条の改正規定、第百七条の改正規定、第百七条の二の改正規定、同条を第百七条の三とする改正規定、第百七条の次に一条を加える改正規定、第百八条第二項の改正規定(第二条の九第一項)の下に「若しくは第二項」を加える部分を除く。)、第百十二条の二の改正規定、第百十四条の改正規定、第百七条の三の改正規定、第百十七条の四第二号の改正規定、第百十九条の四の改正規定、第百二十条の改正規定及び第百二十七条の改正規定並びに附則第三条、第五条、第六条、第八条及び第十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (登録適合性確認機関の登録に関する準備行為) 第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下「第三号新電気事業法」という。第四十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。前においても、電気事業法第六十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。)
---	---	---	---

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第四十八条の二第一項及び第六十九条並びに電気事業法第六十八条の規定の例により、その登録をすることができ	規定する業務規程の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(附則第七条第三項及び第七項において「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。	請があつた場合には、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定の例により、その指定をすることができる。 3 経済産業大臣は、前項の指定をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。	行日において、それぞれ第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定による指定、第三号新電気事業法第一百十二条の二(第二号に係る部分に限る。)の規定による公示(第三号新電気事業法第九十九条の十五の指定に係るものに限る。)並びに第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条第一項、第九十九条の七第一項及び第九十九条の十の認可とみなす。
3 経済産業大臣は、前項の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。 4 第二項の登録を受けた者は、第三号施行日前においても、電気事業法第七十三条第一項に規定する業務規程を経済産業大臣に届け出ることができる。	3 第一項の認可を受けた同項の業務規程は、第三号施行日において第三号新電気事業法第九十九条第一項の認可を受けた第三号新電気事業法第九十八条第一項第二号に規定する業務規程とみなす。 5 経済産業大臣は、旧卸電力取引所が前条第一項の規定に違反したときは、附則第三条の規定により受けたものとみなされた第三号新電気事業法第九十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。	4 経済産業大臣は、第二項の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。 5 第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条第一項及び第三項の規定の例により、第三号新電気事業法第九十九条の十六第二号に規定する業務規程について経済産業大臣の認可を受けることができる。	第八條 第三号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第九條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
5 第二項の登録、第三項の規定による公示及び前項の規定による届出は、第三号施行日において、それぞれ第三号新電気事業法第四十八条の二第一項の登録、第三号新電気事業法第一百十二条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定による公示(第三号新電気事業法第四十八条の二第一項の登録に係るものに限る。)及び電気事業法第七十三条第一項の規定による届出とみなす。 (短期卸電力取引所の指定に関する経過措置) 第三條 第三号施行日において現に附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の電気事業法(次条第一項及び附則第六条において「旧法」という。)第九十七条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧卸電力取引所」という。)は、第三号施行日において第三号新電気事業法第九十七条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。	第六條 第三号施行日前に、旧法又はこれに基づく命令により旧卸電力取引所に対して行い、又は旧卸電力取引所が行つた処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第三号新電気事業法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、第三号新電気事業法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所に対して行い、又は当該短期卸電力取引所が行つた処分、手続その他の行為とみなす。 (中長期卸電力取引所の指定に関する準備行為) 第七條 第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定による指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。	6 第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条の七第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算について経済産業大臣の認可を受けることができる。 7 経済産業大臣は、前二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。 8 第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条の十の規定の例により、役員の選任について経済産業大臣の認可を受けることができる。	第十條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の電気事業法(以下この条において「新電気事業法」という。)の施行の状況等を勘案し、新電気事業法第二十七条の二十八の二第一項に規定する大規模発電事業者に係る規制の在り方、新電気事業法第二十八条の四十第一項第五号の三、第九号及び第十号に掲げる業務の必要性の有無を含めた広域的運営推進機関の業務の在り方、第三号新電気事業法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第四條 旧卸電力取引所は、第三号施行日前に、第三号新電気事業法第九十九条第一項及び第三項の規定の例により、旧法第九十八条第二項に	2 経済産業大臣は、前項の規定により指定の申	9 第二項の指定、第四項の規定による公示並びに第五項、第六項及び前項の認可は、第三号施	

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項第一号ホを同号ヘとし、同号二中「ホ」を「ヘ」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二十八條の五十六の二の規定に

基づく広域的運営推進機関に対する補助
第八十五条第五項第三号中「第八十八条第二項第二号チ」を「第八十八条第二項第二号リ」に改める。

第八十八条第二項第一号中トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 電気事業法第九十九条の八の規定による納付金

第八十八条第二項第二号中ワを力とし、ヘからヲまでをトからワまでとし、同号ホ中「第八十五条第五項第一号二及びホ」を「第八十五条第五項第一号ホ及びヘ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 第八十五条第五項第一号二の補助金(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法」を削り、「をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の第三号において」を「であって、同法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所が開設するものをいう。以下」に改める。

第十七条第一項第一号中「電気事業法第九十

七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号において同じ。」を削る。

理 由

最近における電気事業をめぐる状況を踏まえ、電気の安定的かつ安全な供給の更なる確保に向けて、基幹送变电設備の整備に対する広域的運営推進機関による貸付け制度、一定規模以上の発電事業者の発電等用電気工作物の廃止等に係る協議規定及び当該発電等用電気工作物の大規模な整備に対する広域的運営推進機関による貸付け制度を創設するとともに、これらの貸付けに要する資金の確保、事業用電気工作物の基準適合性の確保に係る製造事業者等の協力の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電力の安定的かつ安全な供給を図り、エネルギー安全保障の確保を推進するため、大規模送電線や大規模電源の整備の促進、電気事業の安定的かつ持続的な発展のための環境整備及び太陽電池発電設備等の安全性の向上に関する措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 大規模送電線及び大規模電源の整備の促進等
(一) 一般送配電事業者等は、地域内送電線の

整備等の計画について、経済産業大臣の認定を受けることができるものとし、電力広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)の業務に、当該認定を受けた者に対する当該地域内送電線の整備等に必要資金の貸付けを追加すること。

(二) 推進機関が行っている一般送配電事業者等に対する地域間送電線の認定計画に基づく整備等に対する貸付けに充てられる資金を拡充すること。

(三) 大規模発電事業者は、大規模電源の整備等の計画について、経済産業大臣の認定を受けることができるものとし、推進機関の業務に、当該認定を受けた者に対する当該大規模電源の整備等に必要資金の貸付けを追加すること。

(四) 大規模発電事業者は、大規模電源を休廃止する際に、一般送配電事業者等と事前に協議を行うこと。

(五) 翌日市場における地域間での電力取引によつて生じる収益を国庫に納付するとともに、政府は、推進機関に対し、地域内送電線や地域間送電線の整備等への貸付業務に必要な金額を補助することができるものとする。

2 電気事業の安定的かつ持続的な発展のための環境整備

(一) 小売電気事業の適正化のため、小売電気事業の登録の取消事由に一定期間の休止等を追加すること。

(二) 電力の卸取引の活性化やその市場運営の健全性を確保するため、中長期市場や需給

調整市場を開設する各卸電力取引所を経済産業大臣が指定及び監督することができるものとする。

3 太陽電池発電設備等の安全性の向上

(一) 太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、工事の開始前に第三者機関による技術基準への適合性確認を受けなければならない対象を追加すること。

(二) 事業用電気工作物の設置者のみでは事故の原因究明や再発防止等が困難な場合に対処するため、その製造事業者、輸入販売事業者又は工事業者に必要な協力を求める措置を講ずること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、電力の安定的かつ安全な供給を図り、エネルギー安全保障の確保を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和八年度財政投融资計画において、電力広域的運営推進機関に対する財政融資五百四十億円が計上されている。

右報告する。

令和八年六月十九日
経済産業委員長 工藤 彰三
衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

電氣事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 大規模送電線及び大規模電源の整備については、エネルギー安全保障及び安定供給の観点から、その必要性並びに国の関与及び支援の在り方を明確にし、国が主体的に責任を果たしつつ推進すること。その際、大規模需要の不確実性も考慮すること。また、再生可能エネルギーの促進に当たっては、出力変動を補完する調整力及び供給力の確保並びに系統整備費その他関連費用が需要家の過度な負担とならないよう配慮し、需要家の予見可能性も確保しつつ、広く国民の理解を得ながら推進すること。あわせて、将来にわたる電力の需給見通しを策定するに当たっては、電力広域的運営推進機関の知見を尊重し、実態に近いものとなるよう努めること。
- 二 地域内送電線等及び大規模電源の整備計画の認定については、事業者の予見可能性の向上を図る観点から、その基準を明確に定め、その基準の内容については国会の求めに応じ、速やかに報告すること。あわせて、整備等に必要な資金の貸付けが財政投融资等の公的資金を含むことを踏まえ、その妥当性、回収可能性、政策効果等について、事後の検証が可能な形で定期的に評価・検証を行い、国際的な脱炭素化の状況や電力需要の見通しの変化等に応じ、必要な投資が適切に進むよう制度を設計すること。
- 三 電力広域的運営推進機関が一般送配電事業者等及び大規模発電事業者に対して行う資金の貸

付けについては、透明性・公平性の確保に留意した上で適切に行うとともに、貸付業務の知見を有する専門人材の確保に向けた取組を進めること。

- 四 大規模発電事業者が大規模電源を休廃止する際の一般送配電事業者等との事前協議の実施に当たっては、当該情報が大規模発電事業者にとつて秘匿性が高く、地域経済や雇用への影響が懸念されることに鑑み、当該情報が適切に取り扱われるよう万全を期すこと。特に大規模火力発電については、国際情勢の変化等に対応するために停止及び稼働が繰り返されている現状に鑑み、できる限り長期の需給の見通しを明らかにし、地域産業や人材育成、雇用の持続性が損なわれることがないようにしつつ、その事業継続の経営判断において事業者の自主性が尊重されるよう配慮すること。
- 五 電力取引市場制度の見直し及び新たな市場の創設に当たっては、制度の過度な複雑化により国民及び事業者等の理解が損なわれることがないよう留意し、十分な周知及び準備期間の確保を図ること。
- 六 小売電氣事業者による不適切な販売行為その他不正行為については、電氣事業に対する国民の信頼確保の観点から、監督及び取締り並びに必要な制度整備の強化を図ること。
- 七 太陽電池発電設備等の安全性の確保に当たっては、構造安全性のみならず、設備管理者の作業安全、火災等による被災防止及び消火活動時の安全確保についても十分配慮すること。
- 新技術の導入及び設置環境の多様化に対応し、実効性のある保安制度の整備及び高度化を

図り、電氣保安人材の不足が見込まれる状況に鑑み、産官学が連携の下、人材の確保及び育成を計画的に進めること。

八 事業用電氣工作物の事故原因究明や再発防止等については、設置者の求めに応じて製造事業者等から十分な協力が得られるよう、必要に応じて適切に対応すること。

九 電力設備の整備及び保守に従事する人材が安定供給を支える基盤であることに鑑み、点検及び保守業務の増加に対応するため、現場の人材不足の状況を踏まえ、その確保及び育成に關し必要な施策を総合的に講ずること。また、本法の制度対応に伴う現場の業務負担に配慮し、適切な労働環境の確保が図られるよう留意すること。あわせて、保安規制の実効性は、それを担う人材の確保及び現場の実態に依拠することに鑑み、その実態を十分に踏まえた制度運用を行うこと。

十 平成二十七年に成立した改正電氣事業法の附則に基づいて実施した電力システム改革の検証については、電氣事業及び電力システムの制度を取り巻く状況を踏まえ、本法の実施状況及び効果の検証を含め、継続して実施すること。

十一 大規模電源としての太陽電池発電設備、風力発電設備の導入の促進に当たっては、出力当たりの開発面積が大きく、設備撤去後まで含めた環境と住民生活への影響が広範囲・長期間に及ぶ特性を踏まえ、関係省庁とも連携し、地域との共生を進める観点から、安全性の確保、自然環境の保護、景観の保護等の推進に努めること。

科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 研究開発システムの改革に關する内外の動向等の調査研究等」第四十七条・第

「第六章 先端技術研究成果活用推進機構」第五十三条
第一節 総則（第五十四条）
第二節 設立（第五十七条）
第三節 役員等（第五十九条）
第四節 評議員会（第七十二条）
第五節 業務（第七十七条）
第六節 財務及び会計（第八十一条）
第七節 監督（第九十二条）
第八節 雑則（第九十四条）
第七章 研究開発システムの改革に關する内外の動向等の調査研究等（第九十

用推進機構
第五十三条
第五十八条
第五十九条
第六十一条
第七十一条
第七十六条
第八十一条
第八十三条
第九十一条
第九十三条
第九十八条
に、「第七章」を「第八章」に、「主
九条・第一百条」

務大臣」を「通則法主務大臣」に、「第四十八条」を「第一百一条」に、「第八章」を「第九章」に、「第四十九条―第五十一条」を「第一百一条―第一百四十二条」に、「第九章」を「第十章」に、「第五十二条」を「第一百五十一条―第一百九十九条」に改める。	ら協力して、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展に向けた活動を主体的かつ積極的に行うことができるよう、これらの者の間の交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。	改め、第七章中同条を第一百一条とする。 第七章の章名中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、同章を第八章とする。 第六章中第四十七条の二を第一百条とし、第四十七条を第九十九条とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。	号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。をいう。
第二条第十六項中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に、「第四十八条及び第五十二条」を「第一百一条及び第一百七十二条」に改める。	第三十四条の四の見出しを「研究開発法人及び大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者への支援」に改め、同条第一項中「国は」の下に「前条に規定する施策のほか」を加え、「を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下「成果活用事業者」という。)」を「に係る成果活用事業者」に改める。	第六章 先端技術研究成果活用推進機構 第一節 総則 (機構の目的) 第四十七条 先端技術研究成果活用推進機構(以下「機構」という。)は、特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援を行うとともに、特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及び支援事業者の交流の促進等を行うことにより、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国におけるイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする。	第四十八号 機構は、法人とする。 (数) 第四十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。 (資本金) 第五十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。
第二十七条の二第一項中「第四十八条第一項」を「第一百一条第一項」に改める。	第三十四条の六第二項及び第三項中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改める。	2 前項の「特定先端技術」とは、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な分野における技術であつて、これらの技術に関する研究開発の成果を実用化し、広く普及させた場合に経済社会の大きな変化を創出する可能性があるものという。	2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
第二十七条の三中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改める。	第五十二条第二号中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、同条を第一百七十七条とし、第九章中同条の前に次の二条を加える。	3 第一項の「実用化研究開発」とは、基礎的な研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発をいう。	3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。 (名称) 第五十一条 機構は、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いなければならない。
第三十四条の三の二 国は、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。	第五十五条 第七十条(第七十六条及び第七十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	4 第一項の「支援事業者」とは、成果活用事業者に対し、研究開発の成果を活用した事業活動の実施のために必要な助言、資金供給その他の支援を行う者(民法(明治二十九年法律第八十九	2 機構でない者は、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いてはならない。
3 国は、研究者等、成果活用事業者(研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。以下同じ。)及び成果活用事業者を支援する者が、相互に連携を図りなが	第八章中第五十一条を第一百四十二条とし、第五十条を第一百三十三条とし、第四十九条を第一百二十条とし、同章を第九章とする。	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書	い。

(登記) 第五十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第五十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。	五 役員に関する事項 六 評議員会に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 (設立の認可等) 第五十六条 発起人は、前条第一項の規定による募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 2 主務大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。 3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第六十一条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。 (事務の引継ぎ) 第五十七条 発起人は、設立の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。 2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。 (設立の登記) 第五十八条 第五十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二	項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。 2 機構は、設立の登記をするにより成立する。 第三節 役員等 (役員) 第五十九条 機構に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第六十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 監事は、機構の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。 (役員の任命) 第六十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。 2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。 (役員の任期) 第六十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者	は、役員となるできない。 一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。) 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 三 この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 (役員の解任) 第六十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第六十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。 三 職務上の義務違反があるとき。 (役員の新職禁止) 第六十五条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (監事の兼職禁止) 第六十六条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。
(登記) 第五十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用) 第五十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。 第二節 設立 (発起人) 第五十四条 機構を設立するには、第四十七条第二項に規定する特定先端技術(以下この章において「特定先端技術」という。)に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。 (定款の作成等) 第五十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。 2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金及び出資に関する事項	五 役員に関する事項 六 評議員会に関する事項 七 業務及びその執行に関する事項 八 財務及び会計に関する事項 九 定款の変更に関する事項 十 公告の方法 (設立の認可等) 第五十六条 発起人は、前条第一項の規定による募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 2 主務大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。 3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第六十一条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。 (事務の引継ぎ) 第五十七条 発起人は、設立の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。 2 前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。 (設立の登記) 第五十八条 第五十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二	項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。 2 機構は、設立の登記をするにより成立する。 第三節 役員等 (役員) 第五十九条 機構に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。 (役員の職務及び権限) 第六十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 3 監事は、機構の業務を監査する。 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。 (役員の任命) 第六十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。 2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。 (役員の任期) 第六十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者	は、役員となるできない。 一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。) 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 三 この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 (役員の解任) 第六十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第六十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。 三 職務上の義務違反があるとき。 (役員の新職禁止) 第六十五条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (監事の兼職禁止) 第六十六条 監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限) 第六十七条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。 (代理人の選任) 第六十八条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。 (職員の任命) 第六十九条 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員等の秘密保持義務) 第七十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 (役員及び職員の地位) 第七十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 (組織) 第七十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。 (評議員) 第七十四条 評議員は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。 2 評議員の任期は、二年とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 評議員は、再任されることができる。 (評議員の解任) 第七十五条 理事長は、評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。	る目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 特定先端技術に関する第四十七条第三項に規定する実用化研究開発(以下この項において「実用化研究開発」という。)を行う者に対して、次に掲げる支援を行うこと。 イ 特定先端技術のうち直ちに実用化することが困難なものに関する実用化研究開発に対する助成 ロ 機構が所有し、又は使用する施設又は設備を当該実用化研究開発を行う者の利用に供すること。 二 特定先端技術のうち直ちに実用化することが困難なものに関する基礎的な研究開発の成果を保有する国内外の研究者を招へいして当該特定先端技術に関する実用化研究開発を行い、並びにその成果の普及及び活用の促進を行うこと。 三 第四十七条第四項に規定する支援事業者(以下この章において「支援事業者」という。)に対し、特定先端技術に関する研究開発の成果に係る成果活用事業者の支援を行うために必要となる資金の貸付け及び出資を行うこと。 四 機構が所有し、又は使用する施設又は設備を、第一号に掲げる業務により支援を受けた者の実用化研究開発又は第二号に掲げる業務により実施する実用化研究開発の成果に係る成果活用事業者及び前号の資金の貸付け又は出資を受けた支援事業者の利用に供すること。 五 特定先端技術に関する研究開発を行う者、	成果活用事業者及び支援事業者の交流を促進するための事業を行うこと。 六 前号に規定する者に対し、研究開発の計画的な管理、研究開発の成果を有効に活用した事業活動及びその効果的な支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の技術的援助を行うこと。 七 研究開発の計画的な管理、研究開発の成果を有効に活用した事業活動及びその効果的な支援を行うために必要となる専門的な知識及び技能の向上を図るための研修を行うこと。 八 国内外の特定先端技術に関する研究開発、当該研究開発の成果を活用した事業活動及び当該事業活動に対する支援の動向に関する調査研究を行い、並びにその成果を普及すること。 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、機構が所有し、又は使用する土地又は施設若しくは設備を一般の利用に供することができる。 (関係機関との連携) 第七十八条 機構は、前条第一項に規定する業務を円滑に遂行するため、国内外の研究開発機関又は研究開発等を支援するための業務を行う機関との連携を組織的に推進するよう努めるものとする。 (業務の委託) 第七十九条 機構は、主務大臣の認可を受けて、第七十七条に規定する業務の一部を委託することができる。
--	---	--	---

2 第七十条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。 〔業務方法書〕 第八十条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。 〔機構が従うべき基準〕 第八十一条 主務大臣は、特定資金貸付等業務(機構が第七十七条第一項第三号に掲げる業務により支援事業者に対して行う資金の貸付け又は出資をいう。以下同じ。)の対象となる支援事業者及び当該特定資金貸付等業務の内容を決定するに当たつて機構が従うべき基準(以下この条及び次条第一項において「特定資金貸付等基準」という。)を定めるものとする。 2 主務大臣は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展の状況並びに経済事情の変動により必要が生じたときは、特定資金貸付等基準を変更するものとする。 3 主務大臣は、特定資金貸付等基準を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。 (特定資金貸付等対象等の決定) 第八十二条 機構は、特定資金貸付等業務を行う	ときは、特定資金貸付等基準に従つて、その対象となる支援事業者及び当該特定資金貸付等業務の内容(以下この条及び次条において「特定資金貸付等対象等」という。)を決定しなければならない。 2 機構は、特定資金貸付等対象等を決定するときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、特定資金貸付等業務に係る資金の貸付け又は出資の額が一定の額以下である場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。 3 機構は、前項ただし書に規定する場合において、特定資金貸付等対象等を決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。 (特定資金貸付等対象等の決定の撤回) 第八十三条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、特定資金貸付等対象等の決定を撤回しなければならない。 一 当該決定に係る支援事業者が特定先端技術に関する研究開発の成果に係る成果活用事業者の支援を行わないとき。 二 当該決定に係る支援事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。 2 機構は、前項の規定により特定資金貸付等対象等の決定を撤回したときは、直ちに、当該決定に係る支援事業者に対し、その旨を通知しなければならない。	第六節 財務及び会計 (事業年度) 第八十四条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 (予算等の認可) 第八十五条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 主務大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 (財務諸表等) 第八十六条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。 3 機構は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 (利益及び損失の処理) 第八十七条 機構は、毎事業年度の損益計算上利	益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。 2 機構は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。 3 機構は、予算をもつて定める額に限り、第一項の規定による積立金を第七十七条に規定する業務に要する費用に充てることができる。 4 機構は、政令で定める事業年度(第二号及び第三号において「中間事業年度」という。)に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除してなお残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 一 第一項の規定による積立金の額に相当する金額 二 中間事業年度以前において第五十条第三項の規定による出資を受けた額から業務に要する費用に充てられた額を控除して得た額に相当する金額 三 中間事業年度の翌事業年度以降において業務に要すると見込まれる費用として主務大臣の承認を受けた金額 5 主務大臣は、前項第三号の承認をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
--	---	---	--

(借入金及び先端技術研究成果活用推進機構債) 第八十八条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は先端技術研究成果活用推進機構債(以下この条及び次条において「機構債」という。)の発行(機構債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。	助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。 (余裕金の運用) 第九十条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有 二 主務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他主務省令で定める方法 (主務省令への委任) 第九十一条 この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。	3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第八節 雑則 (定款の変更) 第九十四条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (解散) 第九十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。 2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。 (主務大臣等) 第九十六条 機構に係るこの章及び第百八条における主務大臣は、次のとおりとする。 一 役員、職員及び評議員に関する事項については、内閣総理大臣 二 前号に規定する事項以外の事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣 2 機構に係る主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 (行政財産の無償貸付け) 第九十七条 内閣総理大臣は、機構が行う第七十七条に規定する業務の用に供させるため必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産(同法第三条第二項に規定	する行政財産をいう。)を機構に無償で貸し付けることができる。 2 国有財産法第二十一条、第二十四条及び第二十五条の規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。 (主務省令への委任) 第九十八条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。 本則に次の二条を加える。 第百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 第六章の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。 二 第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。 三 第七十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。 四 第八十二条第二項の規定に違反して主務大臣に通知をしなかったとき。 五 第八十六条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。 六 第九十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。 七 第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。 第百九条 第五十一条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。 別表第三の次に次の一表を加える。
2 主務大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。 4 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 6 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。	第七節 監督 (監督) 第九十二条 機構は、主務大臣が監督する。 2 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。 (報告及び検査) 第九十三条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	第九十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。 (余裕金の運用) 第九十条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有 二 主務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他主務省令で定める方法 (主務省令への委任) 第九十一条 この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。	第九十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。 (余裕金の運用) 第九十条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有 二 主務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他主務省令で定める方法 (主務省令への委任) 第九十一条 この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。
7 会社法平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。 (政府保証) 第八十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助	第九十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。 (余裕金の運用) 第九十条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有 二 主務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他主務省令で定める方法 (主務省令への委任) 第九十一条 この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。	第九十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。 (余裕金の運用) 第九十条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有 二 主務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他主務省令で定める方法 (主務省令への委任) 第九十一条 この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。	第九十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。 (余裕金の運用) 第九十条 機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有 二 主務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他主務省令で定める方法 (主務省令への委任) 第九十一条 この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

別表第四(第九十七条関係)

- 一 東京都目黒区中目黒二丁目十六番三 所在
宅地 一万三千二百六十八・一八平方メートル
- 二 東京都目黒区中目黒二丁目十六番五 所在
宅地 二百十八・一四平方メートル
- 三 東京都目黒区中目黒二丁目二十四番 所在
山林 三百二十七平方メートル
- 四 東京都目黒区中目黒二丁目二十四番二 所在
宅地 二百三十一・〇二平方メートル
- 五 東京都目黒区中目黒二丁目三十一番十二 所在
宅地 一千七百七十七・〇二平方メートル
- 六 東京都目黒区中目黒二丁目三十一番十三 所在
宅地 二百八十一・七二平方メートル
- 七 東京都目黒区中目黒二丁目二百八十三番二十八 所在
宅地 一千五十二・一六平方メートル
- 八 東京都目黒区中目黒二丁目三百三番一 所在
宅地 四百五十五・二七平方メートル
- 九 東京都目黒区中目黒二丁目三百四番 所在
宅地 三百十二・六八平方メートル
- 十 東京都目黒区中目黒二丁目三百五番一 所在
宅地 二千四百四十一・五七平方メートル
- 十一 東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番一 所在
宅地 三千百九十一・六五平方メートル
- 十二 東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番八 所在
公衆用道路 五百六十平方メートル
- 十三 東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番十 所在
宅地 三千九百七十一・八九平方メートル

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第五号の改正規定、第三十四条の三の次に一条を加える改正規定及び第三十四条の四(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下「新法」という。)第五十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の最初の事業年度は、新法第八十四

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第四条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第八十五条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後十年を目途として、新法の施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法の一部改正)

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一使用済燃料再処理・廃炉推進機構の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び日本学術会議を」と「日本学術会議及び先端技術研究成果活用推進機構」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第九条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表新聞西国際空港株式会社社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の十五の項の次に次のように加える。

十五の二 先端技術 研究成果活用推進 機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第七十七条第一項(業務の範囲)の業務の用に供する建物の所有権の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。

(消費税法の一部改正)

第十三条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進 機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)
--------------------	--

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第十四条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進 機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)
--------------------	--

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第十五条 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 国立大学法人の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進 機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)
--------------------	--

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)
第十六条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進 機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)
--------------------	--

令和八年六月二十五日 衆議院会議録第二十七号 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用
のための体制の強化に関する法律の一部改正)

第十七条 国際卓越研究大学の研究及び研究成果
の活用のための体制の強化に関する法律(令和
四年法律第五十一号)の一部を次のように改正
する。

附則第三条から第六条までを削る。

理 由

特定先端技術に関する研究開発の成果を活用し
た新たな事業の創出及びその成長発展を促進する
ための環境を整備するため、特定先端技術に関す
る基礎的な研究開発の成果の実用化のために必要
な研究開発に対する支援を行うとともに、特定先
端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業
者及びこれに対する支援を行う者の交流の促進等
を行うことを目的とする先端技術研究成果活用推
進機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を
定める必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

科学技術・イノベーション創出の活性化に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定先端技術に関する研究開発の成
果を活用した新たな事業の創出及びその成長発
展を促進するための環境を整備するため、特定
先端技術に関する基礎的な研究開発の成果の実
用化のために必要な研究開発に対する支援を行
うとともに、特定先端技術に関する研究開発を
行う者、成果活用事業者及びこれに対する支援
を行う者の交流の促進等を行うことを目的とす

る先端技術研究成果活用推進機構(以下「機構」
という。)に関し、その設立、機関、業務の範囲
等を定めるもので、その主な内容は次のとおり
である。

1 機構について、認可法人とするほか、機構

の機関として、理事長、理事、監事、評議員
会を置き、それらの職務等を規定することに
加え、財務及び会計に関して主務大臣の認可
が必要な事項及び主務大臣による監督等につ
いて規定すること。

2 機構の業務の範囲として、特定先端技術に
関する実用化研究開発を行う者に対する支援
や研究開発の成果を有効に活用した事業活動
等を行うために必要な情報の提供等の技術的
援助を行うこと等について規定すること。

3 機構が行う業務の用に供させるため必要が
あると認めるときは、行政財産を機構に無償
で貸し付けることができることを規定するこ
と。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日
から起算して九月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行すること。

5 この法律の施行状況等に関する検討規定を
設けること。

二 議案の修正議決理由

本案は、特定先端技術に関する研究開発の成
果を活用した新たな事業の創出及びその成長発
展を促進するための環境を整備するため、特定
先端技術に関する基礎的な研究開発の成果の実
用化のために必要な研究開発に対する支援を行
うとともに、特定先端技術に関する研究開発を
行う者、成果活用事業者及びこれに対する支援
を行う者の交流の促進等を行うことを目的とす

令和八年六月二十五日 衆議院會議録第二十七号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 有人国境離島地域の保全 及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

る機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定めるもので、おおむね妥当なものと認めるが、機構に対する行政財産の貸付けを有償化する修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年六月二十四日

内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五章の次に一章を加える改正規定のうち第九十七条の見出し中「無償貸付け」を「貸付け」に改め、同条第一項中「及び同法第十九条において準用する同法第二十二條」及び「無償で」を削り、同条第二項中「、第二十四条及び第二十五条」を「及び第二十三条から第二十五条まで」に改める。

〔別紙〕

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に当たっては、東京圏への過度な一極集中の是正や付加価値創出型の地方経済の創生

のため、地域スタートアップ・エコシステムとの連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開するよう留意すること。

二 民間事業者が運営するスタートアップのアクセラレーターやインキュベーション施設が既に存在することを踏まえ、こうした民間の活動を阻害することがないよう、相乗効果を発揮するための十分な連携を図られるようにすること。

三 フラッグシップ拠点の規模については、当初は令和六年の文部科学省の成果報告書で示された案以下の規模から始め、建設費を抑制するとともに、必要に応じ見直すこと。

四 先端技術研究成果活用推進機構への土地その他行政財産の貸付けに当たっては、国有財産法、財政法等の規定に基づいた適正な貸付料とすること。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

令和八年六月二十四日

提出者

内閣委員長 山下 貴司

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条の見出し中「国」の下に「及び都道府県」を加え、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、国との連携を図りつつ、有人国境離島地域の保全のために必要な施策を実施するとともに、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第四条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 滞在型観光の促進に関する基本的な事項
第十条第二項中第七号を第八号とし、第六号を

第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 滞在型観光の促進に関する事項
第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（滞在型観光の促進）

第十六条 国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流の拡大を図るため、当該特定有人国境離島地域の観光資源を活用した滞在型観光の促進について適切な配慮をするものとする。

附則第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「令和十九年三月三十一日」に改める。
別表利尻・礼文の項の次に次のように加える。

天売・焼尻	焼尻島	天売島	北海道	羽幌町
飛島	飛島			
新島・式根島	新島	式根島	山形県	酒田市
			東京都	新島村
別表伊豆諸島南部地域の項の次に次のように加える。				
粟島	粟島		新潟県	粟島浦村

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に

係る地域社会の維持に関する特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和九年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十九年三月三十一日

一 有人国境離島地域(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十三号)第二条第一項に規定するものをいう。)の保全及び特定有人国境離島地域(同条第二項に規定するものをいう。)に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 計画(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。)に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

附則第四条の三中「令和九年三月三十一日まで」を「令和十九年三月三十一日まで」に、「令和九年三月三十一日の項」を「令和十九年三月三十一日の項」に改める。

理由

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、都道府県の責務に係る規定を定めるほか、滞在型観光の促進に関する規定の新設、特定有人国境離島地域の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
令和八年六月二十四日

提出者

文部科学委員長 斎藤 洋明

令和八年六月二十五日 衆議院会議録第二十七号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の定時制教育及び通信教育の重要性に鑑み、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり、教育の機会均等を保障するとともに、高等学校の定時制教育及び通信教育の水準の維持向上を図るため、その振興並びに適正な実施及び運営の確保(以下「振興等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もつて豊かな人生を送ることに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「定時制教育」とは、高等学校が定時制の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。)で行う教育をいう。

2 この法律において「通信教育」とは、高等学校が通信制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)で行う教育をいう。

(国の責務)

第三条 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上のために国が果たすべき役割を踏まえ、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体が行う定時制教育及び通信教育の振興等のための施策に関し、情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六条中「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たっては、定時制教育及び通信教育の振興等に関する総合計画を策定するよう努めなければならない。

(定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務)

第五条 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、その設置する高等学校における定時制教育及び通信教育について、次に掲げる責務を有する。

一 定時制教育及び通信教育に関する施設及び設備並びに管理運営体制を整備し、及びその充実を図ること。

二 情報通信技術の活用等により定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

三 定時制教育及び通信教育に従事する教員の研修について、定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒の特性を考慮して、計画を策定し、及び実施を図ること。

四 定時制教育及び通信教育の振興等に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力すること。

五 通信教育連携協力施設(通信制の課程を置く高等学校の行う通信教育について当該高等学校と連携協力を行うものとして文部科学省令で定める施設をいう。以下この号及び第九条第二項第三号において同じ。)を設置し、又は他の者が設置する通信教育連携協力施設と連携協力を行う高等学校にあつては、通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図ること。

本則に次の三条を加える。

(基本指針)

第九条 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針(以下この条において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

令和八年六月二十五日 衆議院會議録第二十七号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案及び道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰

三〇

一 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項 二 通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項 三 広域通信制課程（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項 イ 広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項 ロ 広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項 四 前三号に掲げるもののほか、通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項 3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 （定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る権限の適切な行使） 第十条 国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、学校教育法、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。 （調査研究の推進等） 第十一条 国は、定時制教育及び通信教育の内容及び方法に関する研究その他の定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。	附 則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。（準備行為） 2 文部科学大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律（同項において「新法」という。）第九条の規定の例により、基本指針（同条第一項に規定する基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。 3 前項の規定により定められ、公表された基本指針は、施行日において新法第九条の規定により定められ、公表されたものとみなす。 （学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正） 4 学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。 附則第七条（見出しを含む。）中「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改め、同条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第四条の改正規定中「第四条の見出し」を「第六条（見出しを含む。）」に改め、「改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に」を削る。 理 由 近年における高等学校の定時制教育及び通信教育をめぐる状況に鑑み、その振興並びに適正な実施及び運営の確保を図るため、定時制の課程又は	通信制の課程を置く高等学校の設置者の責務、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針の策定、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に係る国及び地方公共団体の権限の適切な行使、国による調査研究の推進等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。 令和八年三月三十一日 内閣総理大臣 高市 早苗 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律 （自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正） 第一条 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。 第一条第一項中「原動機付自転車」の下に「次条第四号イにおいて単に「原動機付自転車」という。」を加える。 第二条第一号を次のように改める。 一 アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為 第二条中第八号を第十一号とし、第四号から	第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。 六 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為 第二条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。 四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為 イ 最高速度（道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（原動機付自転車を運転する場合にあっては、同法第三条に規定する普通自動車二輪車の最高速度をいう。以下この号において同じ。）が六十キロメートル毎時以下である場合 最高速度を五十キロメートル毎時超える速度 ロ 最高速度が六十キロメートル毎時を超える場合 最高速度を六十キロメートル毎時超える速度 第二条第一号の次に次の一号を加える。 二 薬物影響正常運転困難状態（薬物の影響により正常な運転が困難な状態をいう。次条第一項において同じ。）で自動車を走行させる行為 第三条第一項中「又は薬物の影響により」を「の影響により、」に、「そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態を」「アルコール影響正常運転困難状態」に改め、同項の後段として次のように加える。
---	---	---	--

薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、薬物影響正常運転困難状態に陥り、人を死傷させた者も、同様とする。

第六条第一項中「第三号」を「第五号」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第二条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百七十七条の二第一項第一号中「状態（二）に「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他」を加える。

第百七十七条の二の二第一項第三号中「身体に」の下に「血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム未満の範囲内又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム未満の範囲内において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（免許の拒否等に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為を理由とする道路交通法第八十四条第一項に規定する免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は同項に規定する自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

理 由

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死

傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うおととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正

（一）危険運転致死傷罪の対象行為のうち、アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」との要件について、「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と明確化すること。

（二）最高速度の区分に応じ当該最高速度を五十キロメートル毎時又は六十キロメートル毎時超える速度以上の高速度で自動車を運転する行為や、当該高速度に準ずる速度であつて道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為を危険運転致死傷罪の対象行為として追加すること。

（三）殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な

状態にさせて、自動車を走行させる行為を危険運転致死傷罪の対象行為として追加すること。

2 道路交通法の一部改正

酒酔い運転の罪の「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」との要件について、「身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と明確化すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の明確化及び追加を行うとともに、酒酔い運転を行った者等に対する罰則の対象となる行為の明確化を行うおととするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年六月二十四日

法務委員長 井上 英孝

衆議院議長 森 英介殿

（別紙）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法により新たに処罰対象となる罪の趣旨及

び内容について、関係機関に周知徹底を図るとともに、その運用に当たっては、交通事故に巻き込まれた被害者や遺族の感情にも十分に配慮し、事案の悪質性、危険性等を踏まえた適正な処罰が行われるよう努めること。

二 危険運転致死傷罪の飲酒類型及び高速度類型において新たに設けられることとなる数値基準については、本法施行後の適用状況を踏まえ、必要に応じて、更なる適正化に関する検討を行うこと。

三 飲酒運転及び高速度運転による死傷事犯の適正な処罰の実現のため、事故時におけるアルコール濃度及び運転速度について、より精度の高い認定が可能となるようその方法について不

断の検討を行うこと。

四 危険運転致死傷罪の高速度類型において新たに設けられることとなる数値基準の下、その適正な処罰を実現していくためにも、各都道府県の公安委員会が指定する道路の最高速度については、道路状況や交通量等の交通実態を踏まえ適切なものになるよう適時の見直しを行うこと。

五 危険運転致死傷罪として新たに設けられる殊更滑走等類型については、「殊更に」という要件の認定に当たっては、危険運転致死傷罪の適用対象が不当に狭くならないよう、事案に応じ、適正な運用に努めること。

六 危険運転致死傷罪に匹敵するような危険かつ悪質な「ながら運転行為」に係る捜査や立証上の運用の在り方を不断に検討し、必要に応じ、危険運転致死傷罪の処罰類型への追加も含めた罰則の在り方の検討を行うこと。

